

内閣府公共サービス改革推進室主催 「公金の債権回収業務に関する法務研修」(大阪開催)

債権管理の初歩

平成 26 年 2 月 24 日
弁護士 木虎 孝之
弁護士 中尾 佳永
(大阪弁護士会所属)

1 債権管理の必要性

「当たり前」かもしれませんが、もう一度おさえておきましょう。

- (1) なぜ債権管理を行わなければならないのか
 - A) 自治体財政収入の安定的確保の観点
 - a) 歳入の自然増は期待しにくい時代

 - b) 義務的支出が増大する時代（社会保障関係費用等）
 - B) 住民負担の公平性，モラルハザード防止
 - a) 公平性

 - b) モラルハザード防止の必要性
 - 重複滞納

 - アナウンス効果
 - C) 弁済困難者に対する住民サービス提供の機会
 - 住民の生活再建という視点を持つ
⇒多重債務者対策に係る施策への誘導

- D) 住民の代表である議会への説明責任
議会の議決に基づく権利放棄（地方自治法 96 条 1 項 10 号）
- 「現在回収不能であること」の説明
 - 「回収努力を尽くしたこと」の説明

(2) 法律上の義務としての債権管理

A) 地方財政法

4 条 2 項（予算執行等）

地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

8 条（財産の管理及び運用）

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

B) 地方自治法

240 条

2 項 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならない。

3 項 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

地方自治法施行令

171 条 督促

171 条の2 強制執行等

171 条の3 履行期限繰上げ

171 条の4 債権の申出

171 条の5 徴収停止

171 条の6 履行延期の特約等

171 条の7 免除

C) 不作為と住民訴訟・損害賠償のリスク

最高裁判所平成16年4月23日判決・適法

…資料

津地方裁判所平成17年2月24日判決・違法

…資料

(3) 結論

債権管理は特別な業務ではなく、当たり前に行なければならない業務である。

A) 課題

- a) 職員の中には、苦手意識、抵抗感

- b) 「私の本来業務ではない」、という意識がなかったか

B) 対策

- a) 知識を身につけ、方法を知り、抵抗感をなくす
マニュアル化、研修受講、実践の積み重ね

- b) 債権管理の意識付け
条例の制定、研修の実施

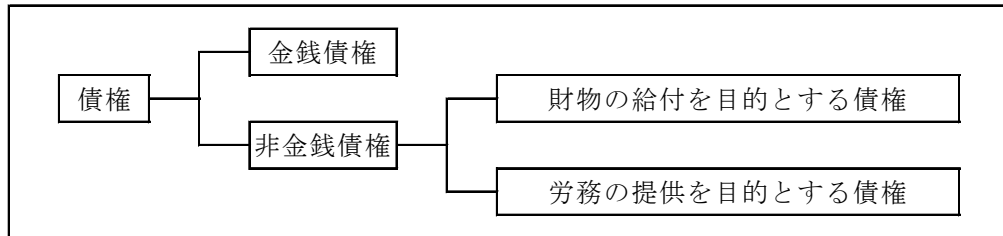
- c) 専門知識を有する職員の養成
専門部署の設置、外部の専門知識の活用等

2 債権とは

(1) 自治体の財産管理の対象となる債権とは

A) 「債権」の定義

「他人をして将来財貨または労務を給付させることを目的とする権利」



B) 地方自治法第240条1項

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(2)自治体の有する債権の特質

…資料

A) 公債権と私債権

- 公債権：公法上の原因又は公法関係から発生した債権
- 私債権：私法上の原因又は私法関係から発生した債権

a) 公債権、私債権の一応の判断基準

- 当該債権の発生根拠となる法律・条例の規定内容
- 問題となる自治体と相手方との法律関係の場面が、本質的に、私人間の関係と同じか否か

b) 時効の取り扱いの違い

B) 強制徴収権の有無

「地方税の滞納処分の例により処分することができる」（自治法231条の3第3項等）等、条文上の根拠

法的性質	徴収方法	例
公債権	強制徴収債権	地方税
		分担金，加入金，過料
		法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（自治法附則6条）
	当該歳入に係る手数料及び延滞金	
	非強制徴収債権	生活保護法63条，78条返還金 など
私債権	非強制徴収債権	貸付金，水道料金 など

(3) 債権のライフサイクル

…資料

- 強制徴収公債権

- 私債権及び非強制徴収公債権

(3) 民間と比較した自治体債権の特色（≒滞納債権回収の困難性）

A) 少額、多種多数債権の発生

B) 債権成立の根拠が多岐に亘ること

- 法令が債権成立の根拠となる場合

- 契約が債権成立の根拠となる場合

C) 相手方の資力が乏しい場合でも債権を発生させなければならない場合

- 福祉目的の貸付金、生活保護法63条返還金、78条徴収金 等

3 債権管理・回収

(1) 債権発生前にできること・・・債権の性質の把握、債務者の情報の把握

A) 債権発生原因（成立原因）の把握（既述）

B) 債権回収を見据えた情報収集等の対策

ア) 債権発生前に対策すべき理由

イ) 債権回収に必要な情報

ウ) 情報収集の方法

エ) 契約条項等による対策

・ 履行期に関する定め

・ 利息、遅延損害金の定め

・ 期限の利益喪失条項

・ 裁判管轄

オ) その他

(2) 平時の管理（鉄は熱いうちに打て）

A) 督促の効果と督促状の発送時期

① 現年度分と過年度分の徴収率の違い

② 督促後の納付状況

B) 請求（督促）の方法

ア) 法令の定め

①調定及び納入通知（地方自治法231条、地方自治法施行令154条1項、3項）

②督促（地方自治法231条の3第1項、240条2項、171条）

イ) 具体的な請求方法

(3) 払いたいけど払えない人への対策・納付相談・財産や家計状況の確認

A) 本当に払えないのか・・・財産、家計状況の把握

B) 本当に払えない場合の対応

(4) 払えるけど払わない人への対策

A) 心構え

B) 強制執行の実行

ア) 債務名義の取得

・債務名義とは？（民事執行法22条）

・支払督促（民事訴訟法382条以下）

イ) 強制執行・滞納処分

(5) 未回収のまま債権を消滅させないために（消滅時効と分納誓約による時効中断）

A) 消滅時効成立の判断のポイント

①時効期間

・公債権について原則5年（地方自治法236条1項）

ただし、個別行政法等に特則あり。

・私債権について原則10年（民法167条1項）

ただし、短期消滅時効（民法168条以下）等の特則あり。

②起算日

- ・「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」
(民法166条1項)

③時効中断(地方自治法236条2項、民法147条以下)

- ・「請求」、「差押、仮差押え又は仮処分」、「承認」

④時効完成後の対応

- ・私債権の場合や援用が必要(民法144条1項)

- ・公債権の場合は不要(地方自治法236条1項)

B) 分納誓約

ア) 分納誓約と分納合意

イ) 分納誓約の取り方

ウ) 分納制約が取れない場合

(6) やむを得ない場合の対応

A) 手法

- ・徴収停止(地方自治法171条の5)
- ・履行延期特約(地方自治法施行令171条の6)
- ・免除(地方自治法施行令171条の7)
- ・放棄(地方自治法96条)

B) 不納欠損との関係

4 制度論

(1)マニュアル化、共通化

A) 総論

- a) 処理手順・様式の統一（マニュアル化の必要性）

- b) 全庁的な統一マニュアルだけでは不十分である可能性（個別債権の対策）

B) 債権発生時に行うべきこと

- a) 将来の債権回収を見据えた情報収集

- b) 担保の取得

- c) 債務の存在を争われない契約締結方法

C) 履行期限の到来時に行うべきこと

- 調定及び納入の通知（自治法231条）
 - 時効中断効

D) 納入の通知をしても支払われない場合に行うべきこと

- a) 督促（自治法231条の3第1項、自治令171条）
 - 時効中断効（但し1回のみ）

 - 滞納処分的前提条件（強制徴収公債権）

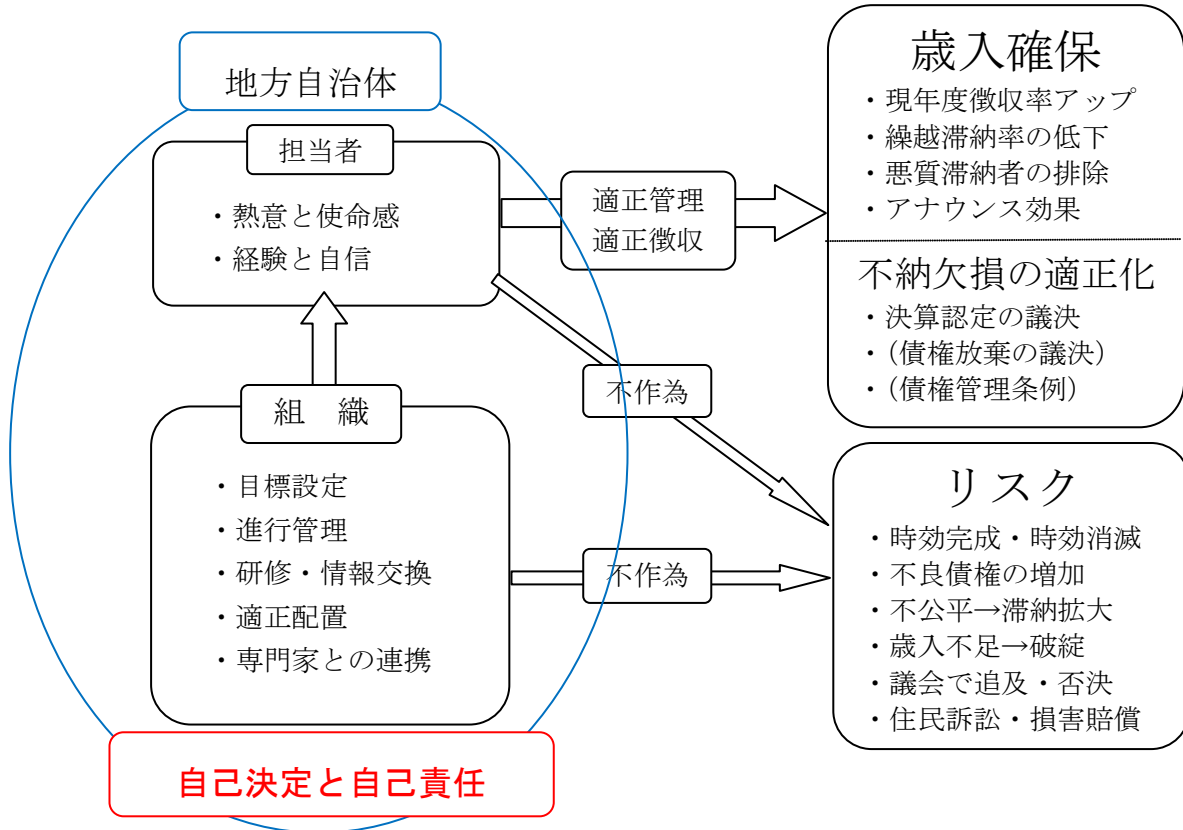
- b) 催告（書面、電話、訪問）
 - 鉄は熱いうちに打つ！ 何度も行う

- c) 納付交渉・分納誓約
 - 財産、家計状況の把握、言い分の客観的な資料による確認

 - 交渉経過の記録化

- d) 調査
 - 将来の強制執行に備えて
 - 納付交渉の際、言い分を見極めるため、優位に立つため
 - E) 法的措置
 - a) 債務名義の取得
 - 自治体実務では「支払督促」が多用されている。
 - b) 強制執行・滞納処分
 - F) 時効管理
 - G) やむを得ない場合の措置
 - 徴収停止
 - 履行延期特約
 - 免除、放棄
 - 不納欠損
 - H) その他日常的に行うべきこと
 - a) 債務者情報のアップデート
 - b) 事務処理手順、要綱、書式等の見直し（PDCA サイクル）
- (2) その他
- 管理の横断化・深化（内部の研究会、研修など）
 - 債権管理条例
 - 一元化（債権管理課、情報共有）、外部化 等

5 まとめ



以上